

休眠預金等活用法について

- ・休眠預金等活用法とは、2018年1月1日施行の「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」の略称です。
- ・「休眠預金」とは、10年以上入出金等の「異動」がない「預金」のことを指し、お客さまの預金が「休眠預金」となった場合、「民間公益活動」の促進に活用されます。
- ・休眠預金は2019年1月以降に発生します。
- ・休眠預金となった場合でも印鑑や通帳、本人確認書類をお持ちいただければ、引き出すことができます。

休眠預金等活用法に係る異動事由について

山陰合同銀行との預金取引において、休眠預金等活用法に基づく異動事由として取扱う事由は以下のとおりです。この異動事由に該当するお取引をいただいている場合、休眠預金となることはありません。

1. 対象預金

当座預金、普通預金、決済用普通預金、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金、別段預金、期日指定定期預金、自由金利型定期預金M型（スーパー定期・スーパー定期300）、自由金利型定期預金（大口定期）、変動金利定期預金、フリー定期預金、プラン積立定期預金、積立定期預金、定期積金、総合口座取引

2. 異動事由

当行は、上記対象預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込みの受入れ、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- (3) お客さまから、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
 - A. 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - B. 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (4) お客さまからの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと（預金通帳の記帳については記帳する取引がなかった場合を除く。）
- (5) 総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと
- (6) フリー定期預金規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと
- (7) 通帳式定期預金（定期預金通帳）に係る他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと